

事務連絡  
令和2年5月27日

各〔都道府県〕  
〔政令指定都市〕 障害児支援主管部（局） 御中  
〔中核市〕

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童発達支援センター  
の利用児童に対する健康診断の実施等に係る対応について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第12条に規定する児童発達支援センターに通所する障害児に対して行う健康診断について、下記の通りの取扱いとすることとしましたので、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

○ 設備運営基準では、児童発達支援センターについて、入所時及び年2回の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行うこととされている。健康診断の実施に当たっては、児童が密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、児童の健康状況の把握を行うことが望まれる。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が継続している中で、地域における同感染症の発生状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えない。

児童発達支援センターの利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による児童の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようお願いしたい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）  
FAX：03-3591-8914  
E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)